

# 地方税関係事務におけるマイナンバーの利用目的について

## 《マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の導入》

マイナンバー制度の導入により、公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化が期待されています。

\*地方税の賦課徴収に関する事務においても、番号法の規定に基づいてマイナンバー及びマイナンバーをその内容に含む特定個人情報の取扱いを開始しています。

## 《地方税に関する事務のマイナンバーの利用目的》

地方税に関する事務では、次の目的のためにマイナンバーを利用しています。

### 《ネットワークシステムを通じた情報の取得》

所得情報等の課税事務のために必要な情報を、専用のネットワークシステムを通じて、より確実に取得することができます。

【公平・公正な課税】

### 《ネットワークシステムを通じた情報の提供》

所得証明書の添付が必要な社会保障分野の各種手続きにおいて、他市町村等からの提供の求めに応じ、専用のネットワークシステムを通じて税務部局から所得情報等を提供することにより、所得証明書の添付を省略できる場合があります。

【納税者の利便性の向上】

### 《マイナンバーを用いた情報の名寄せ》

マイナンバーを用いることにより、会社や個人から提出される課税に関する複数の情報を、より迅速かつ確実に結び付けることができます。

【公平・公正な課税、事務の効率化】

### \*マイナンバー（個人番号）とは\*

マイナンバーとは、日本に住民票を有するすべての方（外国人の方も含まれます。）が持つ12桁の番号であり、社会保障、税、災害対策の3分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

地方税の各種手続きにおけるマイナンバーの取扱いについてご協力をお願いします。

